

茨城工業高等専門学校キャリア支援室規則

〔令和4年2月15日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校教員組織規則第19条第1項の規定に基づき、茨城工業高等専門学校キャリア支援室（以下「支援室」という。）の設置等に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 茨城工業高等専門学校に、学生のキャリア形成並びに就職及び進学等を支援するため、支援室を置く。

(業務)

第3条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の就職活動に関する情報の収集及び指導助言に関すること。
- (2) 学生の進学に関する情報の収集及び指導助言に関すること。
- (3) インターンシップの企画及び学生に対する指導助言に関すること。
- (4) 進路に関する講演会等の企画に関すること。
- (5) 各担任教員等とのキャリア支援に係る連絡会に関すること。
- (6) 学生のキャリア教育に関すること。
- (7) その他、学生のキャリア支援に関し必要と認められること。

(組織)

第4条 支援室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) キャリア支援室長（以下「室長」という。）
- (2) 副キャリア支援室長（以下「副室長」という。）
- (3) その他校長が必要と認めた者

2 室長は、本校の教員のうちから校長が任命し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 副室長は、室長が指名する。

4 室長が欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5条 室長は、支援室に関する業務を総括する。

2 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 その他の室員は、支援室の業務を処理する。

(事務)

第6条 支援室に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、支援室に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 茨城工業高等専門学校教務委員会専門部会要項は廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。